

## 廃棄物学会北海道支部会則施行細則

平成 16 年 7 月 8 日策定

### ( 運営委員の選任 )

第 1 条 運営委員は、次の方法により選任することとする。ただし、25名程度を越える場合は、幹事会で協議のうえ決定する。

- (1) 会員の立候補
- (2) 支部長の推薦

### 附 則

この細則は、平成 16 年 7 月 8 日から施行する。